四　三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしご車右側にいたり、第百九十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五　四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしごの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上におりてジヤツキバルブ位置にいたり、「ジヤツキおさめ」と合図し、第百九十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち集合線にもどる。

第八節　はしご車による多数救助操法

（操法の開始）

第二百二十八条　はしご車による多数救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

［一～三　略］

四　二番員は、第百八十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車からロープ一本を取り出し、右（左）肩から左（右）脇にかけたのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

五　三番員は、第百八十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

六　四番員は、第一号の号令で第百八十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフオンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

（架てい及び進入並びに二番員先端とう乗）

第二百二十九条　はしごを架ていし、隊員が進入するには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、第二百二十四条第一号に定める要領で「はしご架てい用意」、「はしご架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二　一番員は、第二百二十四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

［三　略］

四　四番員は、第二百二十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行つたのち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

第二百三十条　［同上］

第二百三十一条　［同上］

（退出及び収納）

第二百三十二条　救出完了ののち、隊員が退出し機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

四　三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしご車右側にいたり、第百七十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五　四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしごの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上におりてジヤツキバルブ位置にいたり、「ジヤツキおさめ」と合図し、第百七十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち集合線にもどる。

第八節　［同上］

（操法の開始）

第二百二十八条　［同上］

［一～三　同上］

四　二番員は、第百六十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車からロープ一本を取り出し、右（左）肩から左（右）脇にかけたのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

五　三番員は、第百六十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

六　四番員は、第一号の号令で第百六十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフオンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

（架てい及び進入並びに二番員先端とう乗）

第二百九条　［同上］

一　指揮者は、第二百四条第一号に定める要領で「はしご架てい用意」、「はしご架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二　一番員は、第二百四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

［三　同上］

四　四番員は、第二百四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行つたのち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

第二百十条　［同上］

第二百十一条　［同上］

（退出及び収納）

第二百十二条　［同上］

［一　同上］